

時局日誌 (二十二)

H
Y
生

五月十五日

昭和三年六月内務省令第二十二號飲食物
防齋劑漂白劑取締規則中改正(厚生省令
第一〇號)、昭和十四年臨時國勢調査施
行令第十二條ノ規定ニ依リ調査ノ場所ニ
配付スベキ臨時國勢調査申告書用紙ノ種
類同様式(内閣告示第四號)公布。

五月十六日

嶺山監督局官制中改正(勅令第三二四號)
公布。

十五日午前八時五十七分思ひ出のテヘラ
ンの上空を一周して左様ならをした「そ
よかぜ號」はイランの歡送機に送られて
その儘一路バグダッドへ向つて舵を取つ

た。漢沙の上、白雲のしきりに湧く内を
輕いニンヂンの音を立て、進んで行く
「そよかぜ」はバグダッドへ着いたのだ。
イラク時間午前十一時四十五分、丁度三
時間十五分だ。

大別山脈西端地區にて敵二十六個師を
包圍殲滅中のわが軍は潰亂の敵を急追、
西新集西北方隨所に殲滅戰を展開してあ
るが、なほ同部隊の十四日までの戦果は
次の如し。敵の遺棄死體二〇五〇、捕虜
九〇、鹵獲品山砲一、追撃砲六、機關銃
二五、小銃四二四、拳銃七、砲彈一五〇
小銃彈二五〇〇、なほ我損害は戦死一
八。

中央物價委員會の六部會委員長互選は
第一部會より順次に開會した。部會委員
長は左の如く決定。

▽第一部會 (價格公定)

委員長 小川郷太郎

▽第二部會 (需給調整)

委員長 大口喜六

▽第三部會 (賃金)

委員長 吉田茂

▽第四部會 (利潤、家賃、地代)

委員長 賀屋興宜

▽第五部會 (運賃)

委員長 伍堂卓雄

▽第六部會 (物價勵行)

委員長 津島壽一

尙六部會委員長外の連絡部會委員は池田會長より議事規則第六條の三に基き、井坂孝、高橋龜吉、明石照男の三氏が指名せられた。

五月十七日

十四日早朝我が陸戰隊領事館警察協力して洪立勳氏暗殺犯人と目さるべき有力容疑者二名を逮捕せる結果、我が陸戰隊は背後關係調査の爲少數部隊を鼓浪嶼に残し撤退したが、十六日ノール大將坐乗の英支那艦隊旗艦パーミンガム號の廈門入港に引續き、十七日米國巡洋艦マールヘッド號、佛艦ブリー・デ・エンフエリ號も入港碇泊、各艦の往來頻繁を極めたが、遂に十七日午後六時半英米は日本と同數の陸戰隊を鼓浪嶼に揚陸共同租界のことゝて機微な状態を示すに至つた。

西大別山脈に出現して鮮かな捕捉殲滅戰に凱歌高き各部隊は汗を拭ふ暇もなく

南進、十七日午後には浙河市南方五里の丘陵地帯にまで押し進んでゐるが、山嶽地帯半ヶ月の戰鬪で現在までに大略半明した敵の遺棄死體は實に五千を數へ、戦死一萬、負傷二萬と推定されるに至つた。

五台山地攻略戰の南方部隊として活躍した牧野、佐々木兩部隊の去る八日から十二日までの綜合戰果は左の如くである。交戦せる敵兵力二千、敵遺棄死體三百八十九、捕虜二十一、鹵獲品小銃十三、自働小銃五、手榴彈百五十七、我が方戦死二。

大日本航空機下り急行便ロツクヒード球磨號(池田操線士、大和田機關士、秋元通信士)が旅客八名、貨物五〇キロを搭載京城に向つて離陸し約百メートル飛上つて發行場の西北方約一千メートルの地點上空に差蒐つた際、突如エンチンから火を發し松林にもんどり打つて墜落、機首を北に向けて機體は火焰に包まれた。

五月十八日

英米佛の陸戰隊鼓浪嶼揚陸問題に關し興亞院廈門連絡部當局は左の如き見解を有してゐる。即ち「我が方は司令長官護衛、居留民保護、洪氏暗殺犯人檢舉と、その暗流をなす抗日分子檢舉の目的の大半を達し、陸戰隊の大部を撤退せるにも拘らず、英米佛は我が方が鼓浪嶼租界を占領せんとするものゝ如く曲解し、我が方の聲明に耳を藉さず、陸戰隊を揚陸せしめたることは好んで事をなさんがため行動であり、遺憾なり」となしてゐる

三國當局はそれぞれ本國より日本側の工部局に對する一方の要求は受諾する能はずとの指令に接し、十八日英米佛は我が方に對し共同撤退を要求、我が方の背後關係調査及び警戒に對し、租界の治安を紊さんとするが如き必要以上の行動に出でんとしてゐる。

五月二十日

長くもさきに皇后陛下の令旨並に御下

賜金を拜受して露旨に副ひ奉るべくこの度政府の手で設立された財團法人結核豫防會は、皇族殿下を總裁に奉戴、令旨徹底の大國民運動を起すことになつてゐたが、秩父宮雍仁親王妃勢津子殿下に總裁御就任を御願ひ申上げたところ御内諾あらせられ、宮家から勅許を仰がせられたうへ、二十日正式に御允許あらせられた。

秩父宮妃殿下が斯る社會公事業團體の總裁に御就任遊ばされることは今回が御初めてであるが、同會は畏くも

「國民體力の向上は國本に培ふ所以にして現下に特に心を致すへき所なり」

との皇后陛下の令旨に基いて、亡國病結核撲滅に關し、朝野一致國を擧げて捲き起すべき一大豫防運動の中央機關となるべきもので、今秩父宮妃殿下を總裁として奉戴することは同會設立の趣旨に鑑み洵にふさはしきことと、關係者一同感激申上げてゐる。

松井部隊長指揮の我が精銳部隊は二十

日午前七時朝、霧をついて敵據點たる南昌西南方四十キロの磨子山の堅陣に果敢な攻撃を敢行之を占領した。

太原西北方山地の共產軍百二十師三十五旅は去る三月靜縣討伐戰で大打撃を受けたが、最近再び太原西北二十八キロの凌水へ約一千が集結したので、飯村部隊の佐藤討伐隊は十六日午前六時半からこれを急襲し、二日に互る激戰で多大の損害を與へた。敵の遺棄死體は百七十に上り鹵獲品も多數あり、わが方も名譽の戦死者六名を出した。

政友會では大會を開き久原房之助氏を鈴木總裁の推薦の下に總裁に推戴した。曩日中島知久平氏を總裁に推戴したので一政黨に同時に二總裁あることとなり、世人に奇異の感を懷かしめた。

五月二十一日

英米佛陸戰隊の上陸に依つて鼓浪嶼は日増しに緊迫を見せてゐるが、爾來工部局の不遜なる態度はいよいよ増しつゝあ

る。鼓浪嶼碼頭には英、米、佛それ、一名の憲兵が立つて居る外、陸戰隊員は各國領事館附近に駐屯、河岸には鼓浪嶼民衆が沖の外國軍艦を指し、何事かと語り期待するかのやうに、宛も外國軍艦が來た故に日本陸戰隊の一部の撤退を見たといふやうな印象を見せてゐる。英軍艦の傍には佛軍艦が影の如く寄り添つて居る。わが總領事館警察は萬一の非常時に備へ日本小學校の兒童を送り迎へして居る。周圍ニマイルの鼓浪嶼は人口五萬五千（事變前三萬五千）で國際救濟會、避難民收容所には六千の避難民が居る（一二ヶ月前千三百）二十日にも英華書院の婦人教師が兒童生徒に對し抗日歌を教へるなど、抗日の流れは外國陸戰隊上陸に依り強められ重大視されてゐる。

我が吉田部隊は早朝から壯烈な殲滅戰を展開、山また山の峻險に據り必死に抵抗する敵を、肉彈戰によつて遂に殲滅劉和鼎の三十四、五十六師は算を亂して潰

走するに至つた。この戦果は敵の遺棄死體一千七百四十、迫撃砲二、重機四その他多數であつた。

五月二十二日

天皇陛下には二十二日宮城南廣場において、青少年學徒並に教職員等合計三萬五千五百餘名の分列行進をみそなはせられた。更らに宮城に還御の後午後一時半特に荒木文相を宮中に召させられ、表御座所に於て拜謁仰付られ、同日の成績について御嘉賞の御言葉あらせられた上、

畏くも全國の青少年學徒に對しありがたき勅語を賜はつた。青少年學徒に對して勅語を賜はつたことは今何が御はじめで、荒木文相は聖慮の深厚なるに恐懼感激しつゝ御前を退下し、直に關係各方面へ傳達の手續をとつた。

◎文部省訓令第十號

本日畏クモ

天皇陛下ニハ本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ勅語ヲ下シ給ヘリ。

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ靡恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ認ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ實實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

本大臣ハ此ノ優渥ナル 聖旨ヲ拜シ感激措ク所ヲ知ラズ謹ミテ之ヲ全國一被ニ告知ス

泰シク惟ミルニ

天皇陛下天縱睿明夙ニ教育ノコトニ深ク御軫念アラセラレ屢々之ガ振興ニ關シ優詔ヲ下シ給ヒ今又青少年學徒ニ對スル優渥ナル 勅語ヲ賜フ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ本大臣ハ其ノ責任ノ愈々重キヲ念ヒ益々奉公ノ誠ヲ竭シ以テ 聖

旨ニ答ヘ奉ララムコトヲ期ス

今ヤ我が國ハ未曾有ノ時艱ニ際會シ國家ノ總力ヲ擧ゲテ天業ノ翼贊ニ適任ス而カモ前途ハ甚ダ遠遠ナリ將來國民ノ後勁トシテ之ガ大成ニ當ルベキ青少年學徒ハ負荷ノ重キニ顧ミ自奮自勵氣宇ヲ潤大ニシ識見ヲ高尚ニシ愈々德ニ進ミ業ヲ修メ品性器能ノ玉成ニ力ヲ效スベキナリ若シ夫レ時局ニ對處シテハ各其ノ分ニ應ジ奉公ノ誠ヲ效スノ覺悟ヲ堅クシ夢寐ノ間ニモ事ノ急ニ應ズルノ用意ヲ怠ラザラムコトヲ要ス而シテ之ガ啓導薰化ニ任ズル者ハ聖勅ニ昭示シ給フ所ヲ奉體シ夙夜匪懈後進子弟ノ誘掖ニ努メ相率キテ無極ノ皇恩ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十四年五月二十二日

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

新に成立した所謂獨伊軍事同盟は、正式には「獨伊間の親善及び同盟の協定」と稱せられ全文七條よりなり、獨伊樞軸の軍事、政治、經濟各分野に於ける協力

の原則と協力の實行方法について規定し
(一)相互連絡 (二)協議 (三)相互援助及び共同軍事行動 (四)實行委員會の設置 (五)休戦及び講和の共同主義の五重點を規定するほか、友邦との協調關係をも約束してゐる。本協定は調印の日より効力を發生し、期限を十ヶ年とし延期し得るものとされ、明瞭にヴェルサイユ平和體制の現状を打破し、正義に基く新平和の樹立に向つて邁進すべきことを宣言してゐる點が注目される。又第六條において獨伊兩國の共同の友邦關係に言及してゐることは本協定の締結によつて防共協定は益々強化すべきことを示唆してゐるものである。

過燐酸灰、石灰窒素組製加里鹽類等肥料輸出許可規則(農林商工省令第四號)公布

五月二十三日

去る十九日附工部局より發した英米佛陸戰隊を鼓浪嶼に揚陸せしは、租界の治安

を保つ點において工部局を援護するためなり、との布告はわが海軍を無視侮辱するものなりと俄然憤激的となり、かゝる工部局の不遜なる態度に對し、内田總領事は二十二日『工部局の眞意奈邊にありや』と嚴重詰問抗議をなした。

二十日拂曉にはノモンハン附近の我陣地に對し騎兵部隊をもつて襲撃して來たが、午後に至り外蒙空軍の出沒を見るに至つた。敵機戰鬥機輕爆撃させて七機の編隊をもつて我領土内上空に飛來爆撃隊形に移つたので、我地上部隊はこれに一齊猛射を浴せて機先を制し、又〇〇基地にあつた我空軍もすかさず行動に移り我一機は敵編隊軍中に突入して外蒙戰鬥機と猛烈な空中戦を演じ、このうち二機を滿洲國領土内に撃破し、戰鬥廿分にして殘餘の五機を國境線外に撃退した。

廿二日午後一時三十分輕爆機を混へ十一機編隊をもつて大舉來襲したので、我空軍は三度これを激撃編隊軍中に躍り込

み機銃の猛射を浴せ、先づ敵の指揮機イ十六型戰鬥機を撃墜し、更に敗退する敵機を急追し猛射を浴せが、二機を撃墜殘る八機は倉皇として外蒙領に敗退我方は全機無事〇〇基地に引揚げた。

全國總務部長會議第一日は二十三日午前九時内務省會議室に開會。本省側より木戸内相、漢那、館兩次官、中井參與官、山崎土木、松村計畫、中野神社、安藤警保各局長(挾間地方局長病氣缺席)以下關係官、地方側より各道府縣總務部長出席木戸内相の訓示あつて後、左の指示事項につき協議し、次いで大藏省關係の會議に入つた。

△指示事項

一、町村吏員充實助成に關する件
一、地方財政及び税制の一般的改正に關する件

一、地方豫算の實行並に地方債抑制に關する件

一、選舉肅正に關する件

一、民間所在金集中運動に關する件
内相訓示要旨

近時行政の實績を見るに各般の施策は概ね中央において全國的考慮に基いて企画せられるがため、或は地方々々の實情に對し細密なる考慮を拂ふの暇なく、或は各個行政部門の立場に立脚して立案せられるがため、相互の連絡と全體の調査とに深く考察を費すの暇ない場合が必ずしも少くないことを認めるのである。これ等各般の施策に對しては地方の民情と國民生活の上に即して適切なる人事をはじめ、國策の徹底と施設の適切とを期する事は實に地方官の職責であつて、その力に俟つこと極めて大なりと信ず。

殊に近時重要な行政は從來未知の新分野にあり、到底過去の知識と經驗とのみをもつてしては適切なる運営を圖り難きものがあるので、諸君はこの點に鑑み常に内外諸般の情勢に深く省察を加へ、時

代の要求に對應して地方行政の實績を擧ぐる意を用ひられんことを切望す。事變以來町村の事務は益々繁劇を加へ來つたのであるが、時局は所謂長期建設の段階に入り町村役場を煩はす事務は今後益々多きを加へんとするので、吏員の寡少な

る町村をこの儘放置することは國政の圓滑な遂行を期する上より見ても到底許し難きものがあると考へ、本年度より國費を以て必要な吏員の設置を助成することとした。仍てこれが實施に當りては十分趣旨の徹底に意を用ひらるるは勿論、更に町村の一般的指導監督については最善の努力をつくし、時局下においてよくその任務と使命とを果し得るやう注意を望む。地方制度の改正については更に昭和十五年度を期して國稅制度と相駢んで地方財政及稅制の一般的改正をも實行する豫定の下に目下稅制調査會に諮問し成案を得べく努力中である。地方財政及稅制の一般的改革は國民生活安定に關する

重大問題たることは申すまでもなく、一面においては地方自治行政に重大關係を有するものであるから、特にこの點に留意し、政府の國策に協力せられん事を望む。

本年秋には貴族院多額納稅者議員の選舉及多數府縣に互り府縣會議員の選舉が行はれるが申すまでもなく、これら選舉は議會制度並に地方自治の運営上極めて重大なる事柄であるから、選舉事務の執行については些かの干渉も生ぜざるやう、殊に貴族院多額納稅者議員の選舉は、その手續など特殊なるに鑑み法規運用その他に關し周到なる注意を拂はれたい。選舉肅正は多年朝野の切望するところであるからこの機會において過去における選舉の實績と現下の時局に鑑み一段と選舉人の自覺を促し、以て選舉の刷新向上を期するやう格段の努力を望む。

國民精神總動員運動については時局の

新段階に對處するため先般これが中央の機構の整理を行ひ、且つ運動の新东方針を定めた次第であるから諸君においては本運動の趣旨に鑑み、これが徹底に關し一段の努力を致されたく殊に地方に於ける本運動の實施に當りては地方關係部下の協力に意を用ひられるは勿論、管下各種團體の間にも緊密なる聯携をはかり、以て官民一體活潑なる運動を展開し、所期の目的を達成するに努められんことを切望す。

五月二十四日

我が海軍並に外務省よりの重要訓令に接した我が厦門出先當局では二十四日朝旗艦〇〇にて重要協議を遂げたが、目下各國海軍最高指揮官會談の議題の陸戰隊上陸問題は我が總領事館よりの鼓浪嶼工部局改組五ヶ條要求問題とは、直接交換條件ではなく別個のラインに置かれるものである。現下の事態に照しても各國陸戰隊共同撤退は考へらず、英米佛陸戰隊

の撤退後、日本は飽迄自主的見地より適當な時期に撤退するものと見られる。

厦門におけるわが海軍〇〇隊は二十四日抗日分子の鼓浪嶼潜入を防ぐため沿岸封鎖を強化し左の如き布告を發した。

「来る五月二十五日午後五時(厦門時間)以後戎克の交通はこれを嚴禁す。但し厦門〇〇隊司令部の許可を受けたるものはこの限りに非ず、從來交通許可を得たるもの及び今後許可を受けんとするものは當該國領事館若くは興亞院連絡部を経て厦門〇〇隊に出願すべし」。

五月二十五日

農校保險國庫負擔金交付規則(農林省令第二五號)公布

補侍從武官長 陸軍大將
從三位 勳一等 功五級 畑 俊 六

補軍事參議官 陸軍中將
從三位 勳一等 功五級 宇佐美 興屋

白蓮涇工場警備に並んで浦東ポイント編昌公司工場の爭議防遏のためイギリス

陸軍警備隊が同地の警備に當る我が陸戰隊に無警告で同工場附近に上陸するや、浦東の陸戰隊部長野地少佐は通譯及び憲兵を同伴、二十四日午後零時半頃同工場に至りイギリス側指揮官に面會を求めたる所、イギリス歩哨は不法にも劍付鐵砲を野地少佐一行に擬して、更に安全裝置を外し發砲の姿勢をとつて遂に野地少佐の右手及び通譯の胸部に負傷せしめるに至つた。

全國警察部長會議の第一日は二十五日午前十時内務省に開會木戸内相の訓示の後警保局關係の事務打合せを行ひ、一旦休憩して正午首相官邸で平沼首相招待の午餐會に臨んだ後、午後から再び午前引續き事務打合せを行ひ、午後六時内相官邸で内相の招宴がある。二十六、二十七日の兩日は午前八時半から内務省關係の外に、商工、拓務、厚生の各省、金晝院、興亞院所管の會議に移る豫定である。

平沼内閣最初の全國警察部長會議第一日は二十五日午前十時から内務省大會議室で開會したが、同會議で山口、静岡、佐賀、徳島、各縣の警察部長から物價高に對し警官の優遇方法を講じてもらひたいとの要望が叫ばれたことは時節柄注目される。

警察官の多くは諸物價が昂騰したにも拘らず聖戰下薄給で我慢してゐるが、生活實情は相當に苦しんでをり、又俸給關係から軍需産業に轉身する警官もあり、一方補充警官の募集を行つても薄給のため志願者が非常に少なく、補充に困つてゐる地方もあるとのこと、この際増給その他の優遇方法を講じて欲しいといふのである。

艦隊報道部發表

北支 二十一日より二十四日に至る期間海軍航空隊は精銳機延べ機數二十數機を以て泊兒鎮、萊陽、夏村及び團五等を逐次爆撃、敵據點部落及び陣地を粉

砕し、之等に多大の損害を與へたり。
南支 (一)海軍航空隊の一部は二十三日永春(福建省泉州の西北方卅五海里)攻撃を實施し、敵の軍事據點を粉碎せり。

(二)珠江作戰部隊の一部は廿二日以来殘敵掃蕩を開始し、所在の舟艇多數を攻撃、その一部を捕獲せり。之に協力せる航空部隊は淇澳島對岸の敵據點を爆撃、之に大損害を與へたり。

(三)海南島に於て海軍陸戰隊は二十一日航空部隊と協力し、陵水の北東附近に蠢動する敵を襲撃、之を潰走せしめたり。敵遺棄死體三十九。

五月二十六日

艦隊報道部發表

一、二十五日中支方面において海軍航空隊は陸軍部隊の作戰に協力新村墟附近の敵に對し續々爆撃を實施し、多大の戦果を收めたり。

二、一昨二十四日南支方面において海軍

航空隊は福建省龍巖を空襲、飛行場兵舎その他の軍事施設を爆破せり。同日汕頭に向へる部隊は橋梁及び倉庫を粉砕せる外、潮陽において縣政府その他軍用建物多數を爆撃、これに大損害を加へたり。

艦隊報道部發表

先に敵首都重慶を反復空襲し、絶大な戦果を收めたる海軍航空部隊の精銳數十機は昨二十五日夜間内陸一帯を蔽へる斷雲を縫ひ勇躍大舉して第四次重慶空襲を敢行せり。即ち山上少佐の率ゐる航空部隊は午後九時頃重慶上空に現れ、市街東部軍事委員長行營目指して巨彈を投じ重要軍事施設多數を爆撃し、數ヶ所より入火災を起さしめたる外、小竈にも我に挑戦し來れる敵戦闘機四機中その一機を撃墜せり。同市外周並に江岸外人居留地附近よりの防禦銃砲火極めて熾烈なりしが我方一機は遂に被弾、勇敢にも敵陣に突入自爆せり。尙入佐少佐の指揮する他

の攻撃部隊は午後十時頃廣陽飛行場を猛
爆し格納庫二、附屬建物その他の施設數
棟を粉碎、これに甚大なる損害を與へ全
機無事歸還せり。

五月二十七日

工場事業場技能者養成委員會官制（勅
令第三四二號）養鷄獎勵規則中改正（農
林省令第二六號）火藥類鐵道運送規程（鐵
道省令第二號）公布

第三十四回海軍記念日を迎へた今日二
十七日、事變下に一億國民の感慨も一入
であるが、帝都では朝から多彩な記念行
事の數々が催され、街頭に、ビルの上に
に纏る軍艦旗も輝かしく全市を海軍色に
塗りつゞした。先づこの朝七時五十五分
米内海相がAKのマイクを通じて全國に
「朝禮訓話」を傳へたのを皮切りに、正午
には戦役及び事變犠牲者追悼と戦勝祈願
の黙禱、次いで各海軍病院、療養所の傷
病兵慰問、日比谷公會堂の記念講演會等
々……一方行事中の歴巻として隅田川で

は横須賀鎮守府精銳部隊による壯烈な遊
航並に敵前渡河演習の立體戦が展開され
事變に輝く我が無敵海軍の奮戦を想起さ
せ、引續いて濱町公園から靖國神社海軍
參拜隊の市内行進、また國枝館では海軍
軍人對全日本學生相撲第一回大會が肉彈
相搏つこの記念日にふさはしい豪華な繪
巻を繰展げた。

五月二十八日

五月上旬以來滿蒙國境ノモンハン（甘
珠爾廟東南方約七十キロ）附近に不法侵
入せる外蒙軍はその後も依然撤退せず、
殊に廿日以後においては飛行機を以て執
拗に越境を繰返し滿領上空に跳梁するに
至れり。我が飛行隊は隱忍を續けありし
も遂に黙視するに忍びず、二十日以來越
境せるソ聯飛行機を邀撃し、その結果二
十日、二十一日に各一機（機種いづれも
エル・ゼット型）二十二日三機（機種イ十
六型）二十六日三機（機種イ十五型）二十
七日九機（機種イ十六型）計十七機を撃墜

するに至れり。我が方飛行機には損害
なし。

滿蒙國境において二十日より二十七日
までに敵機十七機を撃墜せる詳報は左の
如くである。

二十、二十一兩日に互リソ聯機は滿領
内に越境し、我軍は空中戦により敵機
エル・ゼット型二機を撃墜、次いで二
十二日午後一時三十分頃ノモンハン西
北國境上空にソ聯機イ十五型三機、イ
十六型八機、計十一機が編隊來襲した
ので我空軍は三機で邀撃し、敵三機を
撃墜した。

二十六日は午後五時頃貝爾湖東方附近
より二十一機の編隊で越境侵入せるソ聯
機を發見し、これに對し我齋藤曹長は單
機を以て敵編隊中に躍り込みこれを混亂
に陥れ、敗退する敵機を追ひ、逃げ遅れ
た編隊後尾の二機を撃墜した。又この日
午後九時頃夕闇迫る（同地方は日没が遅
い）ノモンハン西方より越境の敵三機に

對し我鈴木昇一中尉機は單機を以てこれを邀へ撃ち、その内一機を擊墜した。

次いで二十七日は午後七時頃ソ聯機大型四機、小型一機はシヨロオボ(ノモンハン西北四十キロ)附近を越境、深く滿洲國領空に侵入し來り、又少なくとも十機以上より成る編隊が同時刻頃ホルステン河上空に不法侵入し來つたので、我空軍はこれを邀撃夕陽赤き沙漠高原の上空に壯烈な空中戦を展開、七時四十分より約十分間にしてソ聯イ十六型機九機を確實に擊墜、更に殘機を滿領上空より外蒙領に追込み、我方は全機無事○○基地に歸還した。

この數次に及ぶソ聯機との空中戦闘において我方は常に少數の飛行機を以て多數のソ聯機と交戦、優秀な技術と果敢なる戦闘意識に燃えて敵機を蹂躪し、實に十七機を擊墜し、我方は損害全くなく我空軍の優秀性を遺憾なく發揮した。

五月二十九日

關東軍司令部發表

五月廿八日敵の飛行機約百機は又もノムハン附近に不法越境し來りたるを以て我飛行機は寡兵よくこれを攻撃し、その四十二機を擊墜せり。我方亦一機を失ひたるも搭乗者は落下傘により滿領内に着陸無事歸還せり。又同日敵の地上部隊約一千名はソ聯機甲部隊支援の下に再び侵入し來りたるを以て、我方は飛行機協力の下にこれを攻撃、敵の退路を遮斷して殲滅的打撃を與へこれを國境線外に擊退せり。

五月三十日

花柳病豫防法施行令中改正(勅令第三四八號)臨時陸軍材料資金特別會計規則(勅令第三四九號)北樺太ニ於ケル石油石炭掘採事業ヲ營ム帝國株式會社ニ關スル件改正(勅令第三五〇號)公布

二十九日深更漢水右岸潛江に肉迫した我倉林、柴岸、横尾、伊從等の各部隊は潛江城外の永久陣地によつて頑強に抵抗

する敵に對し三十日拂曉一齊に猛攻を加へ、同日午前六時に至り倉林部隊の先頭は果敢な突撃により潛江に突入、同八時にはこれを完全に占領した。潛江は沼水と揚子江が抱く武漢三鎮西方の大湖沼地帯の交通並に經濟上の一大中心地であるばかりでなく、西すれば荊州を経て宜昌へと通ずる極めて重要な軍事上の要害であり、漢水を利用して難攻不落と頼んだ敵

江北戦線における防禦陣は無敵の渡河部隊によつて三つに切斷され、敵全軍はその心臓部に鋭いメスを突き刺されたのも同然の深傷を受けたのである。

五月三十一日

ゴム配給統制規則中改正(商工省令第二三號)屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則(商工省令第二四號)公布

六月一日

銅、鉛、錫等配給統制規則中改正(商工省令第二五號)簡易生命保險規則中改正(厚生省令第一四號)公布。

スロヴァキア國承認に關する有田外相の書翰要旨は左の通りである。

本年三月十四日附貴翰を以てスロヴァキア國民議會が三月十四日プラチスラヴァに於ける公式集會に於て、現國境内に於けるスロヴァキア國の獨立を宣言せる旨通報せらるると同時に帝國政府に對し、同國の獨立承認方要求ありたり。帝國政府は一日をもつてスロヴァキア國の獨立を承認する旨回答する。

六月二日

政府航空用養評價委員會官制勅令(第三五一號)公布。

六月三日

艦隊報道發表

△北支方面戰況 一、五月三十一日芝罘

海軍陸戰部隊は、治安隊三百五十名を伴ひ、芝罘の東南方四十キロ龍泉灣に進撃、その附近に據る殘敵の大部隊を攻撃、これに多大の損害を與へたり。

二、萊陽附近に於て蠢動せる敵の大部隊

は我が航空部隊連日の痛撃に大損害を蒙り、戰意全く喪失し、東南方に向け潰走せり。

三、五月三十一日海軍航空部隊は山東半島の敵據點日照を攻撃し、之に甚大な損害を與へたる外、更に六月一日他の一部隊は海陽(山東半島東部)を爆撃し、敵軍需品倉庫を爆破せり。

△南支方面戰況 一、六月一日深軍航空部隊は福建省内各地の偵察攻撃を實施し、左の戰果を收めたり。

(一)漳州及び石碼において敵主要軍事施設を爆破、多大の損害を與へたり。本戰闘中漳州における敵の防禦銃砲火熾烈なりしも、全機無事歸還せり。

(二)泉州においては市街中央部の敵陣地及び敵師團司令部所在地新橋頭を爆撃、之を大破せり。

二、五月三十一日海南島において海軍航空隊は殘敵集結中の北黎港を反覆攻撃し、之に潰滅的打撃を與へた。

今次江北作戰始まるや、我が陸の荒鷲村山、田中、鈴木、衣川、河村、木村、山本、今井、川原各部隊は連日に互り地上諸部隊の果敢なる機動戰に相呼應し、敵主陣地、密集部隊、軍事施設、後方兵站線或は敵退路遮斷等に或は潰滅四散し各所に彷徨する敵を隨所の山野に求めて猛爆、第五戰區の敵に大打撃を與へた。しかして飛行距離は累計實に二百七十數萬キロに上り出動延機數千數百機、爆撃回數百八十數回に上つてゐる。

歐洲情勢に對處する帝國の方策は三日午後行はれた平沼首相、板垣陸相、米内海相の三相會議によつて大綱を決定、引續き陸海兩省の事務當局において細目に關する處理を了したので、太田書記官長は四日午前十一時半週末靜養のため武州金澤の東屋旅館に滞在中の平沼首相を訪問し、約三十分互り、右の結果を報告すると共に今後の打合せを遂げた。よつて平沼首相は五日歸京した上、午前十時

半更に陸、海兩相を招き、次いで外相を招致して對歐具體策の正式決定をなすに決し、幾曲折を経た右對處策は愈本極りを見ることとなつた。なほ平沼首相は同日午後宮中の御都合を伺つて參内、對歐具體策決定につき上奏、種々御下問に奉答するはずである。

六月五日

艦隊報道部發表

昨四日海軍航空隊の精銳部隊は撫州（江西省）市を攻撃、敵軍司令部及び其他の軍事施設多數を爆碎せり。尙浙贛線攻撃に向ひたる一部隊は敵の反撃を制壓しつゝ萍鄉、貴溪及び廣信附近に於て運行中の列車を爆撃したる外、河口鎮附近に雲集せる軍用自動車群を銃撃、之を潰走せしめたり。

南支方面戰況

（一）二日、三日の兩日に互り水上艦の艇一部は埒頭村及び温州島、その他の敵陣地を砲撃し、之に大損害を與へた

る外、更に温州島縮地附近の敵陣地、兵舎並に同市北岸崇武附近の敵據點を砲撃、之を粉碎せり。

（二）海南島に於て海軍航空隊〇〇機は一昨三日感恩を急襲し、主要軍事施設數棟を爆碎、多大の戰果を收めた。

蕪の湖北作戰に於て決定的打撃を受けた敵第五戰區の敗殘部隊は、最近相次いで我が軍に投降しつゝあり。五月末も應山北方地區にあつた廣西軍に屬する少佐引率の約百二十名の一團が小銃五十八、拳銃六、彈藥多數を持つて歸順を申込み來つた。

六月六日

軍人傷病記章授與臨時特例（勅令第三六〇號）、人事調停法施行期日（七月一日）ノ件（勅令第三六一號）、人事調停ノ手数料等ニ關スル件（勅令第三六三號）、軍人傷病記章授與臨時特例施行規則（陸軍省令第二五號）、同（海軍省令第一二號）公布。

内務省技監辯馬錄藏氏は後進に途を拓くとの理由で今回勇退することに決定したのを機會として、内務省技術官首腦部の異動を行ふことになつた。此異動は山崎新土木局長の初人事だけに從來懸案になつてゐた内務技師と地方技師との交流を斷行し、大阪府の三輪周藏氏を勅任内務技師として、横濱土木出張所長に拔擢した外、技術官界に清新の氣を興へたものとして注目される。

東京土木出張所長 谷口 三郎
任内務技監

内務省土木局 鈴木 雅次
第一技術課長

任東京土木出張所長 佐藤 利恭

同第二技術課長 同第二技術課長
任大阪土木出張所長 三輪 周藏

任横濱土木出張所長 三輪 周藏
滿洲國交通部技正 原口忠次郎

任神戸土木出張所長

内務技師 高橋嘉一郎
任内務省土木局第一技術課長

内務技師 金子源一郎
任内務第二技術課長

内務技監 辰馬 鎌藏

大阪土木出張所長 高西 敬義

神戸土木出張所長 寛 斌治

横濱土木出張所長 春木 節郎

依願免本官(各通)

ドイツとエストニア及びラトヴィアとの間に商議が進められてゐた不侵略條約は、七日正午ベルリンに於てエストニア外相セルター、ラトヴィア外相ムンテルス兩氏と獨外相リツベントロツプ氏との間に正式調印を見ることになつたが、之らのバルチック沿岸諸國に對する英佛の保障如何が英佛ソ三國交渉の暗礁的課題として、世界の注意を惹いてゐる時だけに、この不侵略條約の調印はドイツ外交の新しき成功と見られる。

山西省内各地に蟠踞し、斷末魔に喘ぐ

敵匪團は我が地上部隊の果敢なる掃蕩に逐次撃滅されつゝあり、五月中に於ける敵損害は左の如く甚大なる數に上つてゐる。

◇交戦回數 二百六十一回

◇交戦せる敵兵力 中央軍第十七師、第六十五師、第八十三師、第八十四師、

第八十五師、第四百四師、第六百六十六師

第七十七師、山西軍、第六十八師、

第六十九師、第七十師、第七十一師、

騎兵第一集團、第二集團、新編第一旅

第二旅、第二百八旅、第二百十旅、

共產軍、獨立第五百十五師、第二百十師

第二百二十九師に屬する合計六萬六千二

百餘

◇敵遺棄死體 五千三百五十七

◇捕虜 三百七十

◇主なる鹵獲品 迫撃砲一、同彈藥三百

山砲彈八百、輕機二十、同彈藥千五、

百、自動小銃三十、小銃六百、同彈藥

九萬、拳銃二十五、手榴彈七千、その

他多數

六月七日

大日本航空會社は七日に設立總會を開いた。その顔觸れは左の如くで各方面の代表的有力者が網羅せられてゐる。

逓信大臣 田邊 治通

大日本航空株式會社設立委員長被仰付

法制局長官黒崎定三、對滿事務局次長

原邦道、興亞院部長日高信六郎、外務

次官澤田廉三、大藏次官大野龍太、陸

軍次官山脇正隆、陸軍中將東條英機、

海軍次官山本五十六、海軍中將豐田貞

次郎、司法省民事局長大森洪太、商工

次官村瀨直養、臨時物資調整局長竹

内可吉、拓務次官田中武雄、逓信政務

次官平川松太郎、逓信次官大和田悌二

逓信參與官上田孝吉、航空局長官藤原

保明、郷誠之助、池田成彬、阪谷芳郎

今井田清徳、伍堂卓雄、磯村豊太郎、

井坂孝、大谷登、津田信吾、南條金雄
安宅彌吉、雄山愛輔、若宮貞夫、兒玉

常雄、根津嘉一郎、平生飢三郎、結城豊太郎、伊藤文吉、稻畑勝太郎、野村徳七、成瀬達、大倉喜七郎、小倉正恒、松井郡治、松本健次郎、増田次郎、三好重道、中島喜代一、原邦造、寶來市松、藤山愛一郎、中根貞彦、村田省藏、松永安左衛門、青木鎌太郎、明石照男、齋藤武夫、斯波孝四郎、森彦藏、大日本航空株式會社設立委員被仰付

帝大名譽教授文學博士三上參次氏は此夜死去享年七十五歳

西部山西の敵要衝柳林鎮を討伐した我が岡田、松井、木村各部隊は七日も引續き殘敵を追つて、黄河左岸の峰に據り壯烈なる掃蕩戰を展開してをり、空よりの殲滅作戰に協力中の山口部隊機の報告によると、木村部隊の一部挺身隊は六日すでに山西の敵が生命線と頼む黄河渡河點軍渡に突入し、頑敵を一氣に蹴散らし日章旗を躡した。七日までに判明した戦果は左の如くである。

捕虜二百八十、遺棄死體千五百、山砲五、迫撃砲九、機關銃十六、自動小銃百二十四、チエコ輕機百二十三、小銃三百七十九、ピストルその他彈藥多數軍は六月七日、魯南の作戰を開始するや劈頭于學忠、沈鴻烈の軍を急襲爆撃せしが、爾來諸隊は北方西方南方より相呼應して勇躍、炎暑を冒して魯南平地に進、所在の頑敵を潰滅しつつ猛進し、九日午後三時敵魯蘇戰區の本據沂水を攻略せり。敗敵は各所に分散彷徨しありて、軍に更に果敢なる掃蕩を續行中。

六月八日

中條山脈に蠢動する李興中の指揮する第十六軍趙壽山麾下の第三十八軍の敵三萬を殲滅すべく六日拂曉を期して一齊に進撃を開始した。我が陸の精銳藤室、岩切、山崎、木越、重松、貴島、橋本、南部の各部隊は、陸窟山口部隊の密接な協力の下に猛暑を冒し危險を踏破しつつ所在の敵を撃破、包圍陣を縮少しつつある

が八日午前九時半、木越部隊を先頭に續いて岡切部隊は死物狂ひの抵抗を續ける敵を殲滅、敵最後の據點平陸に突入これを占領し、こゝに三日間に互の中條山脈の大包圍殲滅戰は大成功裡に終り、引續き附近一帶の掃蕩を展開してゐるが、敵の三日間に於ける損害は頗る甚大なものがある、

六月九日

米穀配給統制法施行ニ關スル件（農林商工省令第五號）公布。

山脈方面の討伐を開始した我が藤室、岩切、木越各部隊は八日平陸を占領したが、敵は最後に殘された唯一つの退路太陽鎮から黄河を渡つて陝縣へ向け大舉退却中で、西北戰區の敵は全面的に大狼狽を來して居る。尙八日迄に判明せる平陸攻略戰の戦果は左の如し。

交戦せる敵一三六、〇〇〇、敵の遺棄死體は二、三四四（團長を含む）捕虜四八四、鹵獲兵器迫撃砲三（同彈四〇）

重輕機四四(同彈九三〇、〇〇〇)小銃五七九(同彈九三四、五〇〇)及び手榴彈その他多數、我が損害は戦死四五。

六月十日

中支方面において海軍航空隊の精銳部隊は、昨九日夜間悪天候を冒して長翔敵首都重慶第五次空襲を遂行し、絶大なる戦果を収め、全機無事歸還せり。

十日拂曉を期して山西南端の黃河北岸茅津渡攻略の火蓋を切つた岩切部隊は、頑敵を蹴散らしつゝ一氣に突撃、午前七時五十分攻撃開始より僅一時間五十分の後、之を占領引續き殘敵を掃蕩中である。敵の損害は莫大に上つてゐる。

小林、開田、上野、飯村各部隊は、去七日來太原西北方約二十八キロの凌井村附近に蟠踞する共産軍約八百の掃蕩を開始、巧な包圍戰術によつてこれに熾滅的打撃を與へたが、十日までに判明せる戦果左の如し。

六月十二日

敵遺棄死體百六十六、鹵獲品迫撃砲一輕機二、自動小銃四、小銃二十四、軍馬三十二頭、その他彈藥等多數。

汪兆銘は十二日「抗戰の真相」と題し再度長文の聲明を發表、重ねて日支の和平提携に關する不動の所信を闡明した。

先きに數次に互る敵首都重慶爆撃により心膽を寒からしめたる海軍航空隊は昨十一日薄暮折柄の好天候を利し、その精銳部隊を以て長驅して、重慶及び成都急襲を遂行せり。爆撃前より執拗に我に挑戦し來れる敵戰機十八機と果敢なる空戰を交へ、うち四機(一機稍不確實)を撃墜、その他を撃退した、次に増田少佐の指揮せる重慶攻撃部隊は、同地上空において、來襲せる敵戰機六機と交戦うち二機を撃墜した外、重慶市街西北の國民政府及び修理廠等に對し極めて的確なる爆撃實施、これに大なる損害を與た。

六月十三日

天津軍當局では十三日別左の如き布告を發し、日華同文をもつて日本租界並に華街に一齊に掲示した。

布告

天津における抗日共產分子の活動を禁止するため、六月十四日六時以後通常左の如き交通を制限す。左記英佛租界に通ずる道路は左記以外何人と雖も通行を許さず。

萬國橋(六時より二十四時に至る往復) 山口街、旭街、芙蓉街、英國競馬場、泰安路中街(六時より二十二時に至る往復)

帝國海軍陸戰隊は十三日午前四時四十五分、陸軍の魯南作戰に協力、石臼所に敵前上陸を敢行、午前七時城内の殘敵を掃蕩完全にこれを占領した。

魯南作戰協力のために連日海上監視警戒に任じながら、〇〇灣方面に腕を撫して待機してゐた我が無敵海軍陸戰隊は、十三日未明突如石臼所海岸に敵前上陸を

敢行した。

十三日海軍陸戰隊が敵前上陸を敢行した石臼所は、山東南部海岸線青島、海州間の要點で、附近一帯に蟻蝮せる于學忠、沈鴻烈匪軍にとり缺くべからざる物資輸入港である。

六月十五日

外國人の入國、滞在、及退去ニ關スル件中改正（内務省令第二十二號）、生松脂採奨勵規則（農林省令第二十七號）公布
我海の荒鷲部隊は十四日も午前、午後の二回に互つて大擧出動、尾崎大尉指揮の猛鷲は吉安を襲ひ、市街の軍事施設を徹底的に爆碎、又武田大尉の編隊群は贛江沿岸の敵の兵站基地豐城、樟樹鎮、新淦等を空爆したが、吉安から豐城に向け贛江上を航行中の軍需品を満載せる二百トソ前後の汽船八隻を發見、直に急降下を以て忽ち水煙と共に何れも爆沈させ多大の戦果を擧げた。

六月十六日

商工省官制（改正）（勅令第三八六號）商

工部内臨時職員設置制（勅令第三八七號）
商工省臨時振興部設置（勅令第三八八號）
燃料局官制中改正（勅令第三八九號）貿易局官制中改正（勅令第三九〇號）物價局官制（勅令第三九一號）種馬統制法施行令（勅令第四〇二號）兵役法施行規則中改正（陸軍省令第二十七號）航空機操縱士養成規則（逕信省令第二八號）
商工省の劃期的な機構改革に伴ふ人事異動は十六日關係官制、その他十一件の勅令公布。即日實施と同時に發令された。

- 臨時物資調整局長 竹内 可吉
- 任物價局次長
- 工務局長 東 榮二
- 任商工省總務局長
- 鑛山局長 小金 義照
- 任同鑛產局長
- 特許局總務部長 大貝 晴彦
- 任同機械局長
- 轉業對策部長 鹽谷狩野吉

- 任同鐵鋼局長
- 臨時物資調整局 第四部長 辻 謹吾
- 任同織維局長
- 東京鑛山監督局長 永田彦太郎
- 任同化學局長
- 任同監理局長
- 保險局長 牧 檜雄
- 統計課長 妹川 武人
- 任同振興部長
- 商務局長 新倉 利廣
- 任物價局第一部長

